

令和2年度池田町教育委員会教育行政執行方針

令和2年第1回定例会議の開会に当たり、池田町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

I はじめに

今日の社会は、新しい知識や情報・技術が様々な分野で活動の基となっている知識基盤型社会と言われており、人工知能AI、ビッグデータ、IoT等の先端技術が高度化して多くの産業や日常生活にも取り入れられ、社会のあり方そのものが現在とは劇的に変わるとされる Society5.0 時代の到来も予想されています。

教育の分野においても、Society5.0 時代を生きる子どもたちに対して、ICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用を図り、情報活用能力の育成を目指す「GIGA スクール構想」が示されています。

教育を取り巻く環境が急速に変容していく中、子どもたちが変化を前向きに捉え、豊かな創造性を備え持続可能な地域社会の担い手として、予測困難な未来を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育てていくことが求められており、それに対応して、教育行政も進めていかなければなりません。

II 教育行政に臨む基本姿勢

こうした認識の下、子どもたち一人ひとりの資質・能力を伸ばし、可能性を広げていく教育環境づくりに向けた基本姿勢について申し上げます。

本町の子どもたちは、全国学力・学習状況調査において、依然として、全国・全道の平均正答率を下回り、管内的にも下位層に位置しているものと捉えており、改善が進まない現状を厳しく受け止めています。

この調査は、学力の特定の一部であることや学校における教育活動の一側面を測定するものではありませんが、「社会で自立して生きていくために必要な学力」を保障することは教育の責務です。

教育委員会としては、新しい学習指導要領で示された「学びに向かう力・人間性等」の涵養、「生きて働く知識・技能」の習得、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」の育成に向けて、学校はもとより、家庭や地域の教育力も取り込んだ教育活動を進めるとともに、その基盤とする望ましい教育環境づくりに取り組みます。

Ⅲ 重点政策の展開

次に、令和2年度において重点的に取り組む政策について申し上げます。

1 主体的・対話的で深い学びの実現

第一は、「主体的・対話的で深い学びの実現」です。

子どもたちが主体的に学習に取り組む態度を身に付けるとともに、個性を生かし多様な他者と協働しながら、学びを深めていく授業改善や教育活動を通じて、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育てていくことが重要です。

このため、ICT機器等を活用し子どもたちの興味・関心を高める授業改善に取り組むとともに、授業準備や学習態度などの「学習規律」を町内で統一し、小・中学校が連携して学習意欲の向上に努めるほか、全国学力・学習状況調査で課題として明らかになった学習習慣の定着に向け、家庭等での学習時間の確保などを啓発してまいります。

また、各学校に対して、学力向上に向けた学校経営ビジョンや到達目標を設定させ、学期ごとに進捗状況を把握した上で指導・助言してまいります。

小学校においては、新学習指導要領が全面実施され授業時数が増加することから、時数の適正な確保はもとより、小学校の外国語活動等の充実を図るため、中学校教員や外国語指導助手による英語授業の実施等を通じた小学校教員の指導力向上を図るとともに、新たに実施されるプログラミング教育については、ICT機器の活用等を通じ論理的に考える力の育成に努めます。

個に応じたきめ細かな指導体制の充実に向け、臨時教員等の配置や加配定数の活用による少人数指導や習熟度別指導に取り組めます。

利別小学校については、教科や授業時数の異なる複式学級の解消に向けて臨時教員の増配置を検討することとし、高島小学校については、児童数の減少により事務職員が配置できなくなるため、校内体制等を踏まえ、教員が教科指導等に専念できるよう、臨時の事務職員を配置します。

特別支援教育については、引き続き、特別支援教育支援員を配置し、障がいのある子どもたちの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るとともに、新たに、幼保・小中高・福祉等の関係機関による「特別支援教育連携協議会」を設置し情報等を共有しながら、「個別の教育支援計画」を活用した切れ目のない指導や支援に取り組めます。

幼児教育については、「スタートカリキュラム」に対する幼稚園・保育園・小学校での共通理解を図り、幼稚園等での遊びや生活を通して育まれてきたことが小学校での学習に円滑に結びつくよう取組を進めます。

学校における働き方改革については、教員が専門性を活かしつつ授業改善等の時間が十分に確保できるよう、国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえ改定した「学校における働き方改革池田町アクションプラン」の取組の検証とともに、勤務時間の適切な管理手法などの検討を進めるほか、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、令和3年度から一年単位での休日のまとめ取りを可能とする変形労働時間制が施行されることから、国の指針等を踏まえ適切な運用を図ります。

さらに、事務負担を軽減し、きめ細かな指導の充実を図る校務支援システムについては、通知表や指導要録等への本格運用を開始し、教職員がゆとりを持って子どもたちに向き合う時間の確保に努めます。

また、すべての教職員が健康で生き生きと教育活動に専念できるよう、ストレスチェックへの参加率100%を目指します。

2 豊かな心・人間性の涵養と健やかな体の育成

第二は、「豊かな心・人間性の涵養と健やかな体の育成」です。

子どもたちが、自らの生き方を考え主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きる基盤となる道徳性を養うとともに、たくましく生きるための健康・体力を育成することが重要です。

このため、「特別の教科道徳」について、公開授業や指導主事による学校教育指導等を通じ、答えが一つではない課題に子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育の充実に努めます。

いじめについては、すべての子どもたちが元気に学校生活を送れるよう、「池田町いじめ防止基本方針」に基づく組織体制等の充実はもとより、様々な悩みを相談できる教育相談員の配置や北海道から派遣されるスクールカウンセラーの活用を図るほか、学級集団状況調査等も検証しながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を徹底します。

子どもたちが読書に親しみ、感性や表現力、豊かな創造力等が身に付くよう「第3次池田町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

子どもたちの体力については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、小・中学校ともに男子は総じて全国平均を上回っていますが、女子は全国・全道平均を下回る結果となっており、今後も、調査結果を的確に分析するとともに、調査対象の学年以外の児童生徒の新体力テストの実施等を通じて、さらなる体力・運動能力等の向上に向けた検証・改善サイクルの充実に取り組みます。

また、引き続き、小学校に「体育専科教員」を配置し、学級担任とのチーム・ティーチングによる指導や授業づくりを支援することにより、教

員の指導力向上や学校としての体力向上の推進を図ります。

近年の猛暑への対策として、新たに小学校保健室に空調設備を設置し、暑さにより体調を崩した児童への適切な対応・健康管理に十分配慮します。

フッ化物洗口については、むし歯予防手段としての安全性等について周知を図り、未実施児童の保護者の皆様の理解を得ながら、より多くの児童が参加するよう取り組みます。

学校給食については、地元食材の活用を図り、今後とも、工夫・改善しながら安全・安心で栄養バランスのとれた給食を提供するとともに、食物アレルギーのある児童生徒への給食調理に万全を期すなど、学校給食を通して子どもたちの健やかな成長を支えます。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭が児童生徒に対し食に関する指導を行う食育の一層の充実を図ります。

3 教育環境の整備

第三は、「教育環境の整備」です。

学校は教科指導や生活指導等を通じて、子どもたちが知識・技能を習得し、豊かな心・人間性を涵養する場であり、こうした教育活動等が円滑に行われるよう、施設の維持管理を含め学びの環境を整えていくことが必要です。

このため、国の「公共施設等総合管理計画」に基づき、学校施設等の効果的・効率的な維持管理に向けた長寿命化計画を策定します。

池田小学校プールの活用については、利用しやすい環境づくりを進めることはもとより、幼児、小学生、一般の方々を対象とした水泳教室や児童の交流も目的とした「プール祭り」を実施します。

新たなプール整備については、計画の変更等により児童生徒、保護者をはじめ地域の方々に不安を与えることとなりましたが、今後、関係団体等のご意見も聞きながら、池田中学校敷地内での学校プール建設という方針の下で進めてまいります。

また、北部地域コミュニティセンターを活用し、夏季休業期間中のプール以外での子どもの居場所づくりに取り組みます。

利別小学校スケートリンクについては、引き続き、造成等を民間事業者へ委託します。

経済的理由により就学が困難な児童生徒の家庭に対しては、国の制度設計や要請を踏まえ、「池田町就学援助規則」に基づき就学に必要な経費の援助を行います。

国から示された GIGA スクール構想の実現に向けては、他市町村の動向

も踏まえつつ、具体的推進計画を検討します。

4 文化・芸術活動の推進

第四は、「文化・芸術活動の推進」です。

ふるさとの歴史・文化を知るとともに、本物の芸術文化等に触れることは、ふるさとへの愛着や誇りを育み、豊かな感性を備えた人間としての成長に必要です。

このため、町民の皆様の共有財産・知的資源である池田町郷土資料館については、子どもたちがふるさとの歴史や現状を知り、将来を考える有効な施設として活用を図るとともに、多くの方に来館いただけるよう、特別展の企画や展示方法の工夫を検討するほか、試行的に5月のゴールデンウィーク期間すべてを開館日とするなど施設の利用促進を図ります。

また、子どもたちの芸術文化等への関心を高め、豊かな情操を養うため、子ども夢基金を活用した音楽や演劇等の芸術鑑賞事業を実施します。

5 青少年の健全育成の推進

第五は、「青少年の健全育成の推進」です。

子どもたちが、様々な体験を通じて創造性や協調性などを身に付け、夢や目標を持って、健やかに成長することが大切です。

このため、休日を利用して様々な体験活動を行う「わんぱく体験塾」や異なった学校・学年の児童が一定の期間ともに生活する「通学合宿」については、多くの子どもたちが参加し体験・交流できる場となるよう、一層事業内容等の周知に努めます。

また、放課後の安全・安心な居場所づくりと合わせ、スポーツ活動や体験学習などを行う「放課後子ども教室」については、ボランティア等の協力をいただきながら、引き続き実施します。

沖縄県読谷村への「小学生道外派遣研修事業」については、異なる歴史・文化や気候風土等の地域を訪れ、改めて、ふるさとの良さや我が国の歩んできた歴史などを学ぶ極めて貴重な体験学習であり、引き続き、子ども夢基金を活用し実施します。

6 生涯スポーツの振興

第六は、「生涯スポーツの振興」です。

町民の皆様にスポーツを楽しむ機会を提供することは、健康の保持・増進とともに、健やかに生き生きと暮らせるまちづくりに必要です。

このため、「ソフトボール」、「ペタンク」、「カーリング」、「ミニバレー」の4つの地域対抗スポーツ大会を開催し、スポーツに親しむ機会を提供す

るとともに、スポーツを通じた地域の親睦や協働意識の醸成に努めます。

また、カーリングについては、スポーツとしての面白さを知る活動として、小中学校の授業での取組や子どもカーリング大会等を実施します。

スポーツの活動拠点である総合体育館については、施設を安全に維持・管理するため電気設備を改修するとともに、健康保持・増進に向けてトレーニング機器2台を更新します。

北部スケートリンクについては、引き続き、造成業務を民間事業者に委託します。

7 生涯にわたる学習機会の確保・充実

第七は、「生涯にわたる学習機会の確保・充実」です。

町民の皆様が、豊かで潤いのある生活を送るとともに、持続可能な地域づくりを進めるためには、生涯を通じ学ぼうとする意欲に応える環境を整えることが必要です。

このため、多くの町民の皆様が気軽に本に親しむ図書館機能の充実に向けて、昨年更新した図書館管理システムを効果的に活用し、一層円滑な蔵書管理や貸出管理業務等による読書活動の推進を図るほか、ボランティア団体による活動の場の提供や指定管理者と連携協力した図書館事業の充実に努めます。

文化活動の拠点である田園ホールについては、指定管理者とも連携しながら、町民の皆様の様々な活動など、利用する方々の視点に立った運営、文化活動の場づくりを進めます。

「遊ゆう大学」については、在校生からのアンケートも参考に講座内容などに工夫を重ねながら、町民の皆様が生き生きと元気に活動できる場としての充実に努めます。

8 子どもたちの成長を支える仕組みづくり

第八は、「子どもたちの成長を支える仕組みづくり」です。

「子どもは家庭で育ち、学校で学び、地域で伸びる」と言います。

子どもたちを取り巻く環境が大きな変化を続ける中、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、連携しながら子どもたちの成長を支えていくことが重要です。

このため、導入から3年目を迎える「コミュニティ・スクール」については、各学校の学校運営協議会の一層の活性化を図り、地域の教育資源を効果的に活用しながら、家庭や地域が教育活動に参画し、子どもたちの成長を支える体制づくりを進めます。

また、「第5次池田町教育基本計画」については、「池田町教育ビジョン」

の3つの柱である「進んで取り組む姿『進取』」、「郷土への愛と誇り『ふるさと』」、「支えあって生きる『共生』」の実現を目指し、総合教育会議での議論も踏まえながら、本町教育の振興に向けた計画を策定します。

昨年、東日本大震災の津波により犠牲となった児童の遺族による訴訟に関して、危機管理マニュアルの改訂など適切な対応をしていれば被害は防げたとして、教育委員会や校長等の過失を認定する判決が確定しました。

このことを踏まえ、各学校の危機管理マニュアルを検証し実効性あるものとなるよう、内容の改善・充実を図り、事前の防災体制の整備に万全を期します。

以上、令和2年度に取り組む重点政策について申し上げます。

IV むすび

昨年、文部科学大臣から中央教育審議会に対し、「新しい時代の初等中等教育の在り方について」が諮問され、現在、新学習指導要領で示された学習や指導の内容等を踏まえ、義務教育9年間を見通した教員定数、教員養成・免許・採用・研修、教育課程等の一体的審議が進められています。

これは、小・中学校6・3制の実質的な見直しにつながるものです。

加えて、児童生徒数の減少による小規模校化を踏まえ、自治体間の連携等も含めた学校運営の在り方なども審議されることになっています。

このように、ここ数年で義務教育は大きな変革の時を迎えます。

本町においても、児童生徒数の減少が続き極めて小さな学校規模となっている中、これまでの環境を「良し」とするのではなく、今後の社会的変化や教育改革の動向を見据え、子どもたちが変化の激しい時代を様々な困難に挫けることなく、社会の一員として、たくましく成長していく資質・能力を育む教育環境を整えていくことが重要です。

現在、これからの社会で求められる力を育む「望ましい教育環境の整備」について議論を進めていますが、将来を見据え、責任や主体性ととともに、確かな決意と相応の覚悟を持って方向性を判断してまいります。

教育委員会としては、子どもたちが笑顔に溢れ、池田町で生まれ、育ち、学んでよかったと実感できるよう、成長する過程に責任を持ち支えていく教育行政に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。教育行政執行方針とさせていただきます。